

**「第3次高知県DV被害者支援計画」及び県の取組に関する
委員の意見等への回答及び検討結果等一覧**

資料1

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	回答・所管	
医療機関、 経済団体等との 連携	1	被害者の処置をした後、すぐに引き取ってくれるような制度があれば非常にありがたい。病院から連絡があった場合にシェルター等に入れるようにしてもらえば、協力はできるのではないかと思う。	医療機関は、DV防止法にも被害者を発見する上で重要な関係機関と位置付けられている。医療機関からDVの疑いがあると情報提供があった場合（年数件程度）、配偶者暴力相談支援センターでは本人の意思を確認したうえで、一時保護の必要性を判断している。 一時保護するケース以外にも、何らかの支援が必要だと思われる方については、センターにおいて、被害者に適切な機関の紹介も行っている。	県民男女 ・女相
	2	いいと思うが、企業のDVに関する啓発や相談窓口が定着するかどうか疑問。一緒に船に乗ってもらうことは容易でなく、今後の課題。	まずは、取り組んでいただくことが重要だと考えている。今後は、定着に向け、様々な機会を活用して更に働きかけていきたい。	県民男女
	3	わざわざ「経済団体」とせず、単なる「団体」でいいのではないか。これほど細かく分けなければいけないのか。	商工会議所のように広報紙をお持ちのところもあるので、そういったところへのご協力をお願いしたいということで、経済団体の表現にさせていただいた。	県民男女
	4	経済団体の会報等は経営者のところで止まってしまい、従業員まで情報が行き渡らないことがあるのではないか。	企業の経営者に届く冊子の他、社内報等、従業員やご家族が目にする冊子等への掲載も働きかけていきたい。	県民男女
	5	企業に掲載を働きかける場合、どこの機関紙でも使える簡単な文例を作ってお願いした方が掲載されやすいのではないか。	現在も、市町村広報紙に掲載しやすいよう、いくつか文面のパターンを作って送付している。経済団体や企業に対しても、同様に働きかける。	県民男女
SSWとの 連携	6	スクールソーシャルワーカー（以下SSW）は各学校に置かれているのか。	SSWは全ての学校には置かれていない。何校かは専属で配置されている学校もあるが、多くは市町村の教育委員会や教育研究所等の機関に置かれ、学校の要請など状況に応じて派遣される勤務形態をとっている。	人権教育課
	7	先般、SSWを対象とした研修で講師を務め、その後SSWから数多くの相談が来ている中で、SSWが様々な問題を抱え、どこにつないだらいいか迷ったり、困っていると感じた。課題によって、どこにつなぐべきか等の情報を提供すべきではないか。	研修の場等で県内の支援機関・援助制度に関する情報提供を行っている。 また、ケースへの対応や関係機関と連携を図る上で迷ったり困った際は、スーパーバイザー等を活用することと併せて、SSWの業務が円滑に進むように教育委員会がサポートしていく。	人権教育課
	8	SSWと教育委員会の関係やフローはどうなっているのか。子どもを切り口にした発見・対応は、生活困窮者の検討の中でも話題になっており、どうやって探っていくのか取り上げられている。固定したものではなくても、フロー図等はあった方がいいと思うので、検討していただきたい。	SSWと教育委員会等関係機関間で対応のフロー図は作成していないが、SSWは、「家庭訪問等で虐待等の深刻な情報を把握した場合、教育委員会・学校・児童相談所等に報告・通告」、「子どもの支援上DV問題の解決が必要だと判断した場合、教育委員会に報告・協議をするとともに、女相等に通告。併せて、当事者に専門機関の支援を得るよう促す」など事案に応じて関係機関と連携して対応している。今後もSSWを含めた学校関係者へのDVの広報啓発等を通じて、連携を密にしていく。	人権教育課 ・女相

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	回答・所管	
経済的支援の実施	9	<p>訓練に通う電車賃がないなど、ちょっとしたお金が無いために職業訓練を受講できない場合は、生活保護につなぐことになるのか。お金が入るまでのつなぎや日々の生活に必要なお金を保障できないか。</p>	<p>生活保護は、本人の意思を確認してそれ以外にない場合に繋ぐ最終手段と考えている。</p> <p>就労意欲があり一時保護所を退所後に自立して新生活を始めようとする方については、女性相談支援センターで就労支援としてハローワーク等への送迎を行っている。</p> <p>また、職業訓練に要する経費等の当面必要な現金については、NPO 法人が設置している基金からの給付金その他、社会福祉協議会の生活福祉資金や民間支援団体の貸付金等、既存の制度により確保することができ、情報提供を行っている。</p> <p>(例：○女性保護対策協議会の自立支援貸付金 上限2万円/無利子、○さわやか高知の給付金 上限2.5万円)</p>	県民男女・女相
	10	<p>例えば、埼玉県では社会福祉法人が拠出金を出し合い、基金を積み立て、お金を貸す、医療費や光熱水費等を出す取組を行っている。こういった支援団体向けに何がしかの支援をする仕組みづくりを県下横断的にやっていただくのが一番いいと思うので、参考にさせていただければ。</p>	<p>DV被害者支援を行っている団体への支援の充実については、埼玉県を含め、他県の状況などを研究させていただく。</p>	県民男女
面会交流への支援	11	<p>面会交流で、加害者である夫(妻)に子どもを安心して会わせることが出来る場所の提供をお願いしたい。見守りがある中で、会わせることができるのは大きい。この問題を抱えている方は非常に多いので、お願いしたい。</p>	<p>・シェルターである女性相談支援センターでの面会交流は、入所者の安全確保の面から難しい。</p> <p>・面会交流を円滑に実施するうえで、具体的にどういった支援が可能か、今後検討していく。</p>	県民男女・児童家庭
	12	<p>法テラスでは面会交流を支援しているが、場所の提供はしていない。場所をご好意でお借りして、そこで面会交流をしている状況。人材不足で沢山の要望には対応出来てないため、県へは場所や人材についてのバックアップやご協力などをお願いしたい。</p>		県民男女・児童家庭

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	回答・所管	
加害者対応	13	<p>「加害者への対応」の書きぶりについて、もう少し踏み込んだ内容にならないものか。被害者と加害者の双方への対応を行う必要があり、積極的に情報を収集、参考にして、高知なりのことが何かできないか、今後皆で考えていただくということで、「積極的な」情報の収集をお願いしたい。</p>	<p>○情報収集については可能であり、引き続き行う。計画期間の5年の間に積極的に情報を収集するというので、表現を変える。 ○去年、今年と、関係機関の研修で加害者プログラム関連の講演を2年連続実施した。現段階では、「スキルアップ研修の実施」と、「国や他県の情報収集と情報を活用した対応策の検討」でやらせていただきたい。</p> <p>・修正前：「加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集するとともに、加害者の更生を促す対策へとつなげます。」 ↓ ・修正後：「加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、その情報を活用して、加害者の更生を促す対策を検討します。」</p>	県民男女
	14	<p>アルコール依存症とDV加害者はかなりオーバーラップしており、DV加害者がアルコール依存症を抱えていることもある。高知はアルコール依存症が多く、DV加害者の割合も少なくないと思う。DV加害者プログラムも重要だと思うが、精神科の医療機関、専門職員に対して、アルコール依存症の方たちの中にDV加害者がいないか、業務の中で気づけるような研修ができればいいと思う。</p>	<p>精神科等の医療機関の専門家がDV加害者の特徴を学ぶ取組は重要であるが、現時点で更生に向けたプログラムも確立されておらず、今後、国の動向も注視しながら研究していきたい。 まずは、医師会等のご協力を得ながら、医療関係者のDVに関する正しい理解を深め、県内のDVの状況を知っていただく啓発や、相談窓口の周知を図るような研修の実施を検討する。（「参考資料1」参照）</p>	県民男女 ・女相
	15	<p>お酒を飲んでいる時だけ妻に暴力を振るう、お酒を飲んでいない時は全く振るわない場合は、アルコール依存症として対応している。アルコールを完全に断つことが出来れば、妻に対する暴力はなくなるため、アルコール依存症としての治療を優先的にしてもらえないか、それ以外のDVとの対応の仕方が変わって来る。アルコール依存症であれば、お酒を断つために、入院させた上で、どういう形で家族を支援するかを考える。アルコール依存症とDVは、ある程度一線を引く、考慮する必要があるかと思う。</p>	<p>加害者の状態（アルコール依存症の有無）等を考慮し、必要に応じて医療機関を紹介するなど、適切な支援につなげることで、DVの防止を図る。</p>	県民男女

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	回答・所管	
広報・啓発・相談窓口の周知など	16	加害者プログラムを作って体制を整えても、強制的に入院をさせることは出来ず、結局、そこへ来てもらうことが難しく、問題。まずは、DVも依存症で、病気という啓発が大事。	関係機関とも連携して効果的な啓発・周知の方法を考えていきたい。	県民男女
	17	気付きという意味でも、男性トイレにも相談窓口周知カードを置いた方がいいのではないかと。	ソーレが制作している男性向けの啓発・相談窓口周知カードには、DVチェックシートが掲載されており、DVの啓発及び加害者の気付きにもつながる内容となっていることから、公共施設等の男性トイレに設置している。今後は、経済団体を通じて職場での設置を働き掛けるなど、より幅広く設置することとしたい。	県民男女
	18	企業への働きかけは正社員、正職員向けで、主に男性対象となる。DV被害者は女性が多く、働いていない女性にどこまで情報が伝わるのか疑問。子どもを通じた母親に対する啓発がいいのではないかと考えており、保護者を対象にした啓発について、何か具体的なお考えがあるのか伺いたい。	例えば、デートDVについて保護者会等の機会を捉えて講演会等をさせていただくこと等が考えられる。 また、広く県民を対象とした様々な啓発・広報について、強化・充実を図ることとする。例えば、町内会や地域での集まり等での人権研修等の場を活用した啓発など、様々な場面を捉えて行っていくことが考えられる。	県民男女
	19	犯罪被害者の相談窓口が全市町村に設置されたが、「犯罪被害者」に、DVが含まれるとの認識がない現状の中では、DVの相談にも対応していることをハッキリ出して欲しい。	市町村によっては、DVに関する相談は、「犯罪被害者」窓口ではなく、男女共同参画の部署で対応していることから、どこの部署に相談があっても適切に対応が出来るよう、また必要に応じて関係機関につなげることが出来るよう、DVブロック会議の場などを活用して、市町村職員への周知を図る。	県民男女
	20	性的少数者の相談窓口の設置場所と周知の方法についてお聞きしたい。	・性的少数者のDV被害者については、配偶者暴力相談支援センターとソーレでも相談対応を行っていることを周知していく。 ・対応実績が少ないため、研修の受講などにより相談員のスキルアップを図ること、相談を充実させる。	県民男女
	21	インターネットが発達している現状では、自分の名を出さずに相談できる場が求められていると思う。メール等で相談したり、インターネットで相談窓口の電話番号を検索できるなど、アクセスしやすい配慮が必要かと思うが、その辺りをどうお考えか。	誰もが相談しやすい環境づくりとして、ホームページの充実など、どんな方法が可能か検討する。	県民男女

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	回答・所管	
その他	22	高知県の居住支援協議会の今の取組をご説明いただきたい。	(参考資料2 のとおり)	県民男女 ・住宅課
	23	一緒に事業を実施しているにも関わらず、「担当課等」が人権啓発センターのみになっている項目がある。あえて人権課は外しているのか。	具体的に事業を実施している人権啓発センターを掲載している。	人権課
	24	配暴センターの機能の強化には直接関わらないため、柱2の取組内容から「市町村基本計画の策定と取組の推進」を削除したとの趣旨は理解できるが、やはり市町村が基本計画を策定するように県が働きかけるスタンス、市町村計画の策定に向けた助言や支援を行う形の文言が書けないか。	柱5に「基本計画の策定が進むよう助言や情報提供などにより支援する」としており、今後も引き続き、市町村への支援を行う。	県民男女